

1984年 6月 15日

## 伊方訴訟ニュース

伊方原発訴訟を支援する会 連絡先：〒530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所内 ☎ 06-363-2112 口座 大阪 48780

ている時もあります。あなた方が、どれほど偉く立派な人かは知りませんが、我々の命を守れるほどの力はないでしょう。

さあ、どのような方法で私に事故の内容を知らせるとともに、避難させることができますか。すぐに返事が聞きたいたいのです」(原告(鎌田建一)準備書面、S54年12月17日)。

「『避難方法や避難場所等は安全審査の対象とならない』(被告準備書面(一))とあるが、それがなくて『原子炉の位置』の妥当性を求めるのに、どうして求めたか」(原告準備書面、S56年8月5日)。

「『防災対策については災害対策基本法によって別途講じられることになっている』(被告準備書面(八))とあるが、防災対策の必要性がある、と思うのか」(原告準備書面、S57年6月9日)。

このような住民側の追及に対して被告国側は、高松高裁と松山地裁のどちらの法廷でも、説得力のある反論を今まで返すことが出来ずにいる。昨年の5月、始めて反対派住民も参加して松江市で開かれた島根2号炉に関する「第二次公開ヒアリング」でも、当然、防災計画との関係が問題となった。「事故の際に、どこへ、どうして逃げたらいいのか、明確な退避計画を示せ」との住民代表の切実な発言に押された通産省代表は、次のように、「防災計画と安全審査は無関係」との答弁に終始し、会場内に激しい怒りと嘲笑を呼び起したという。

「防災対策の御質問がございましたが、これは島根2号炉そのものの安全性と申しますか、今回の安全審査に直接関連しない事項でございます」(通産省資源エネルギー庁、原

子力発電安全審査課長、末廣恵雄)。

「防災訓練についての御質問でございますが、原子炉そのものの安全性と直接関係ございませんが、一言コメントさせていただきます。……。わが国の原子力発電所でも設計、建設、運転の各段階において万全の安全対策が講じられております。原子力発電所で、周辺の公衆に影響を及ぼすような事故が発生することは、まず考えられません。

しかし、これとは別の観点に立って、災害対策基本法に基づいて、災害から周辺の公衆の受ける影響をできるだけ少なくするよう、地域ごとに必要な応急対策が行われるような仕組みがとられています。原子力発電所についても、万が一災害が発生した場合には、災害対策基本法に定めるところにより、必要な措置がとられることになっております。(下線は編集部)」(同上課員 布施某)。

今回の米連邦高裁の判決によって、エリート官僚の迷答弁は、決定的な苦境に追い込まれたと云えよう。

## 会計報告(・84.5/8~6/6)

収入	
会 費	4,000
ニュース購読料	222,650
カンパ	21,600
コピーライタ代金	28,800
計	272,050

  

支出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	370
郵送料	10,000
資料費	25,500
ゼロックス・リース代	14,300
計	75,170
差引	196,880
積立金合計	1,636,125

## 「裁判の遅延は許せない」

## 八西協が高松で抗議集会を計画

前号でお知らせしたように、伊方の住民代表は、さる4月26日に高松高裁に出向き、宮本裁判長らには会えなかったが、弁論を再開し原告ら本人の意見も是非聞いてほしい、との要望書を提出した。しかしその後も依然として、原告・弁護団には高松高裁から何の連絡もなく、報道関係者にも何の気配も感じられないとのことである。

強行結審後に、もし早期判決があったとすれば、それは国側勝訴以外にないだろうと予測されていた。そういう意味では、判決の遅延は、簡単に国側を勝たすことは難しい、という裁判官らの苦悩のあらわれと見ることができるだろう。しかし同時に裁判の遅延は、多くの困難の中で長期に裁判争斗を続けていている原告ら住民の気を抜き、同時に、伊方裁判に対する社会的関心を冷却させる効果も持っている。そうしたことは裁判官らにとっては、悪判決を出し易い環境が作り出されることになる。

こうした点を踏まえ、原告団は伊方原発反対八西連絡協議会と相談した結果、裁判遅延の不当さを社会的に訴える一つの手段として、高松で下記の抗議集会を開くことを緊急に決定した。遠く離れた高松での集会であるため、

愛媛・香川両県評など労働組合に協力を要請し、また全国の反原発運動にも、集会への参加やメッセージの送付を呼びかけることである。

## 伊方原発裁判の遅延に抗議する集会

主催：伊方原発反対八西連絡協議会  
とき：6月21日(木)午後1時より  
ところ：国労会館(高松駅より5分)

このニュースがお手許に届く頃には、集会まであまり時間の余裕は無いと思いますが、会員・読者の皆さん、簡単なもので結構ですから、抗議や激励の意を込めたメッセージを下記原告団あてお送り下さるよう、さらに出来ましたら、代表の方の参加も御検討下さいよう、支援の会としても呼びかけます。

## メッセージ送付や問合せ先

愛媛県西宇和郡伊方町九町(〒796-04)  
広野房一様方 伊方原発訴訟原告団

## 2号炉訴訟第20回公判

6月29日(金)午前10時より

松山地裁大法廷

今回も、手作りの準備書面を突きつけた原告ら住民の追及が予定されている。

## 「N R Cは避難計画の有効性を審査せよ」 米連邦高裁が画期的判決

さる5月28日の毎日新聞(九州版)は、共同通信ワシントン発の次の記事を掲載している。

「ワシントン連邦高等裁判所は(5月)25日、原子力規制委員会(N R C)が原子力発電所の事故などに備えた附近住民の緊急安全対策等の有効性を審査、承認した上でなければ、原子力発電所の起動試験を許可できない」との判決を下した。

この訴訟は『憂慮する科学者同盟』が、N R Cの原発の操業認可に関する条件強化を求めて起こしていた。判決は、許認可に関する公聴会で、一般住民が緊急時の安全対策に異議を申立てることも認めており、N R Cの原発操業の認可条件が一般と厳しくなった」と。

この判決は画期的なものであり、今後わが国の原発行政と反原発運動にも大きな影響を与えることであろう。この判決の意義は一口に云って、これまで「防災計画は不要」との建前で進められてきていた原発の安全審査を、根底からゆるがす点にある。

伊方原発訴訟の原告住民側は、高松高裁での控訴審に提出した準備書面(控訴人(原告)四、S 55年1月31日)で、原発の設置許可の基準をきめた「原子炉等規制法」と、「災害対策基本法」が要求している「原子力防災計画」とは矛盾していることを、以下に引用するように、明確に指摘している。

「原子力防災計画は災害対策基本法にもとづき原子炉設置県が作成するものであるが、同法にいう『災害』とは『暴風、豪雨、豪雪、

洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」(2条1号)とされているから『現実に起こる大規模な被害』である。具体的には『放射性物質の大量の放出』(施行令1条)であるから、現実に大規模な被害(災害)をもたらすことは間違いない。

他方、原子炉等規制法により許可された原子力発電所は『核燃料物質等による災害の防止上支障がない』(24条1項4号)筈であり、被告の繰り返し主張するところによれば、そもそも事故など起こる筈もなく、従って『被害』はおろか、『災害』など起こす筈がないのである」(同上書面、187~188頁)。

「被告の立場からは『原子力防災計画』などは無用の長物であるばかりでなく、原子力発電所に対するあらぬ疑いをかけられかねない有害無益の存在である。『立地審査指針』の『重大事故』『仮想事故』は被告によれば審査のための観念的媒介項にすぎないから認めても差つかえないが、『防災計画』は現実の『災害』の発生を前提とするものであるから絶対に認めることは出来ないのである。……。防災計画を認めることは被告にとって甚しい自己矛盾である(原告準備書面(13)、588頁)。『現実には起こらないが、現実に起こるかもしれない事故』のための防災計画というのは論理矛盾である」(同上、188

~189)。

「被告の立場からすれば、『防災計画』の必要性を認め、それをより有効なものにすることは自殺行為であり、訴訟法的には事故が現実に起こることの自白行為である。従来の論拠、『事故は起らないから住民の権利を侵害することはない。故に原子力発電所の設置は許される』を放棄し、新たな理論構成、たとえば、『仮に事故は起っても万全の『防災計画』があるから、住民の権利を侵害することはない。故に……』とでも主張せざるを得ないのである。……。しかしながらこれは、(原子力発電所の)『位置、構造、設備』によって右(「災害の防止上支障のこと」の)要件を満たさなければならないとする規制法の要件を欠き違法であることは明らかである」(同上、190~191頁)。

他方、伊方2号炉訴訟の原告ら住民は、「事故の時はどう逃げたらいいのか」という切実な不安と怒りにもとづいて、松山地裁の法廷で被告の国側を、以下に引用するように、追及し続けてきている。

「破滅的な災害をもたらす大事故に対しても、周辺住民に対しては、なんらの対策も示されていないのである。原告住民らは、県や町に対し、機会ある毎に、『大事故が起きたらどこへ逃げたらええか』と質問しているがいまだに全く答えられない」(訴状S 53年6月9日、5頁)。

「被滅的な災害の恐怖は原子力発電所につきものであるが故に、一見人里離れた場所に建設をせざるを得ないのである。しかし、事故発生の場合、具体的な処置をどうするのかということについては、原告ら周辺住民には何も知らされていない」(同上、29頁)。

「私の住む伊方町は、人口8974人、そのうち中学生529人、小学生919人、四才未満615人、5才児150人、70才以上の老人は712人もいるのであります。まだそのほかにも多数の病人、身体障害の方もおられます。スリーマイル島原発のような事故が起これば、地元住民は一体どうなるのでしょうか。

事故をどう知らせてくれるか。どこへ逃げたらよいのか。輸送手段はあるのか。自力で動けない人達をどうするか。救急車はあるのか。逃げたあと、火災や盗難の対策は。しかし実際には逃げることは不可能と思いますが、逃げられないときに、医者もいなければ看護婦もいないので一体どうするのか。

……。私たちは全くの素人であります。原子力関係の法律がどうなっているか、知りません。たとえ法律によって許されたとしても、原子力発電所が出来たことにより、私たちが住めなくなったり、人の命にかかる問題になることが予測出来るのであれば、その法律こそ変えてもらわねばなりません」(原告(井上常久)準備書面、S 54年12月17日)。

「事故が日本で、この地元伊方で起ったら周辺の漁民はどうなるのか。国側、裁判長はよく考えて欲しい。私の場合は、海へ毎日出て操業をしている者であります。海の上で、事故にあったら、あなた方は私に、どのようにして事故の発生を知らせてくれますか。船の上は、エンジンの音が高く、なみたいていの声では聞こえません。陸上で、マイク放送をしたとしても、まず聞こえはいたしません。又、夜間、操業をする時もあります。そして又、海中でウニ、ナマコ、アワビなどを採っ